

管理 No.	申 028
--------	-------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課  
( 総務係 )

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	なら100年会館ホールの使用承認
根拠条例・規則の名称／条項	なら100年会館条例(平成10年奈良市条例第16号) 第4条
処分権者	指定管理者
審査基準	<p>なら100年会館のホールの使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なら100年会館条例 第4条</li> <li>・なら100年会館条例施行規則(平成10年6月5日規則第47号) 第4条第2項第1号、第2号</li> <li>・なら100年会館運用基準</li> </ul> <p>(関連条文)</p> <p><b>【なら100年会館条例】</b> (ホールの使用承認)</p> <p><b>第4条</b> 市民ホールのうち別表の1の表に掲げる施設(以下「ホール」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認に際し、ホールの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</li> <li>(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</li> <li>(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。</li> </ul> <p><b>【なら100年会館条例施行規則】</b> (使用の承認等の申請)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定によりホール又は時の広場の使用承認を受けようとする者は、なら100年会館使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大ホール又は中ホールを使用する場合</li> </ul>

	<p>使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前1年に当たる日から使用日前10日に当たる日(ただし、中ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前3日に当たる日)までの間</p> <p>(2) 小ホール又は会議室を使用する場合</p> <p>使用日の属する月の初日前6箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、前号の施設と併せて使用する場合は、同号の期間</p>
標準処理期間	即日
最終更新日	平成31年4月1日更新